

2025 年 7 月 15 日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
テクマトリックス株式会社
代表取締役社長 矢井 隆晴

募集新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 6 月 27 日開催の当社取締役会において、当社の常勤取締役及び執行役員に対して割り当てる新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項に従って、お知らせいたします。

1. 目的

経営改革の一環として、当社の常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（取締役兼任を除く）の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

テクマトリックス株式会社 2025 年第 1 回株式報酬型新株予約権（以下「2025 年第 1 回新株予約権」といいます。）

テクマトリックス株式会社 2025 年第 2 回株式報酬型新株予約権（以下「2025 年第 2 回新株予約権」といいます。）

なお、本公告においては、「新株予約権」と記載する場合には、2025 年第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の双方を、「新株予約権者」と記載する場合には、2025 年第 1 回新株予約権に係る新株予約権者及び第 2 回新株予約権に係る新株予約権者の双方を意味するものとし、「2025 年第 1 回新株予約権」若しくは「2025 年第 2 回新株予約権」又はその新株予約権者を意味する場合には、その旨を明記します。

3. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割当てる新株予約権の数

（１） 2025 年第 1 回新株予約権

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く） 4 名
総数 50 個

（２） 2025 年第 2 回新株予約権

当社執行役員（取締役兼任を除く）20 名
総数 122 個

上記の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数といたします。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株といたします。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てることといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものといたします。

5. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものといたします。なお、本発行は有利発行に該当しません。

6. 新株予約権の払込期日及び割当日

2025 年 8 月 4 日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額といたします。

8. 新株予約権を行使できる期間

2025 年 8 月 5 日から 2055 年 8 月 4 日までといたします。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。

9. 新株予約権の行使の条件

(1) 2025 年第 1 回新株予約権について

2025 年第 1 回新株予約権に係る新株予約権者は当社の常勤取締役(監査等委員である取締役を除く)の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り 2025 年第 1 回新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

(2) 2025 年第 2 回新株予約権について

① 当社と雇用契約を締結している者の場合

2025 年第 2 回新株予約権に係る新株予約権者は、上記 8.の期間において、当社との雇用契約が終了した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り 2025 年第 2 回新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。ただし、2025 年第 2 回新株予約権に係る新株予約権者が、当社の使用人兼務取締役に就任したときは、就任から 10 日を経過する日までの間に限り 2025 年第 2 回新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 当社と委任契約を締結している者の場合

2025 年第 2 回新株予約権に係る新株予約権者は、上記 8.の期間において、当社との委任契約が終了した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り 2025 年第 2 回新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

10. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記 9.の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができることといたします。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができることといたします。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものいたします。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものいたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額といたします。

13. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものいたします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものいたします。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記 4. に準じて決定することといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額といたします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とい

たします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

前記 8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 8. に定める新株予約権の行使期間の満了日までといたします。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

前記 10. に準じて決定いたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記 12. に準じて決定いたします。

以 上